

茨城県報

第 2 0 3 号

平成 2 年12月25日

火 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●保険医及び保険薬剤師の登録（保険課）	1
●保安林の指定の解除の予定（3件）（林業課）	2
●保安林の指定（"）	3
●保安林の指定の解除（"）	3
●土地改良事業の工事完了（2件）（農地管理課）	4
●道路の区域変更（2件）（道路維持課）	4
●道路の供用開始（3件）（"）	5
●急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（ダム砂防課）	6
●土地改良区役員の氏名及び住所の変更（土地改良事務所）	7

（選挙管理委員会）

●政治団体の設立届出	8
●政治団体の届出事項の異動届出	9
●政治団体の解散届出	9

公 告

●クリーニング師試験（環境衛生課）	10
●開発行為の工事完了（建築指導課）	11

正 誤

●平成 2 年11月15日付け茨城県報号外第172号中	11
●平成 2 年12月11日付け茨城県報号外第185号中	12

告 示

茨城県告示第1486号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の 5 第 1 項の規定により、次の歯科医師及び薬剤師を
保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成 2 年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
田 崎 良 生	茨 歯 2 4 3 9	2 . 12 . 6
田 中 暢	茨 薬 1 4 0 4	2 . 12 . 7

茨城県告示第1487号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 2 年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

那珂郡山方町小貫字小丸山下川東 6 2 2 の 1 0 ・ 6 2 2 の 1 1 （以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。） 6 2 2 の 1 8 , 大字小貫字小丸山下川東 6 2 2 の 2 0 （次の図に示す部分に限る。）

2 指定された目的 水害の防備

3 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁並びに山方町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1488号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 2 年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

東茨城郡大洗町大貫町字角一 9 3 7

（次の図面に示す部分に限る。）

2 指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁並びに大洗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1489号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 2 年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡大野村大字荒井字前 3 1 9 の 1 , 3 2 7 の 2 , 荒井字前 3 2 7 の 6 から 3 2 7 の 1 0 ま
で

2 指定された目的 飛砂の防備

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

茨城県告示第1490号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成2年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指定をする保安林の所在場所

鹿島郡波崎町字豊ヶ浜9572の1・9594の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。、9593の3、字亀井8810の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は水戸鹿行地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び波崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1491号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成2年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 (1) 解除をする保安林の所在場所

北茨城市平潟町字東町4の2、4の3

(2) 指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

2 (1) 解除をする保安林の所在場所

北茨城市中郷町足洗字東宿785の3、786の2から786の4まで、790の5、790の6、797の5、797の7、802の4

(2) 指定された目的 飛砂の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

茨城県告示第1492号

昭和48年10月3日付けで、事業計画が確定した県営荃崎東地区土地改良事業については、平成2年3月31日をもって工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成2年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1493号

昭和48年10月3日付けで、事業計画が確定した県営荃崎西地区土地改良事業については、平成2年3月31日をもって工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成2年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 県 道
- 2 路 線 名 宗道古河線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡八千代町大字水口 字馬橋1097番地先から	旧	メートル 最大 16.2	メートル 106.5	
		最小 14.3		
結城郡八千代町大字水口 字馬橋1094番地先まで	新	最大 16.2	106.5	迂回路設置による
		最小 14.3		
		最大 13.0	115.0	区域変更
		最小 13.0		

茨城県告示第1495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 若境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡八千代町大字村貫 字馬橋968番1地先から	旧	最大 メートル 15.5	メートル 116.0	
		最小 7.7		
結城郡八千代町大字水口 字馬橋242番1地先まで	新	最大 15.5	116.0	迂回路設置による
		最小 7.7		
		最大 9.8	135.0	区域変更
		最小 9.8		

茨城県告示第1496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 宗道古河線
- 2 供用開始の区間 結城郡八千代町大字水口字馬橋1097番地先から
結城郡八千代町大字水口字馬橋1094番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成2年12月25日

茨城県告示第1497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 若境線
- 2 供用開始の区間 結城郡八千代町大字村貫字馬橋968番1地先から
結城郡八千代町大字水口字馬橋242番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年12月25日

茨城県告示第 1498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 2 年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 千葉竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市川原代町字文間通5539番1地から
竜ヶ崎市馴馬町字上米余郷482番地まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年12月25日

茨城県告示第1499号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県潮来土木事務所において縦覧に供する。

平成 2 年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 区 域 の 名 称 橋門第一急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土 地 の 範 囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱4号から町道600号線西側境界線に沿って標柱1号に至る線に囲まれた区域

郡 名	町 村 名	大 字 名	字 名	地 番 等	標柱番号	備 考
行 方 郡	麻 生 町	橋 門	根 畑	町道600号線 355	①	境界線上の点
〃	〃	〃	峰	383	②	
〃	〃	〃	〃	383	③	
〃	〃	〃	根 畑	町道600号線 396	④	境界線上の点

茨城県告示第1500号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県鉾田土木事務所において縦覧に供する。

平成2年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 区域の名称 内宿急傾斜地崩壊危険区域

2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から町道1213号線に沿って標柱2号まで結んだ線、及び標柱2号から町道1215号線に沿って標柱3号まで結んだ線、及び標柱3号から標柱5号を順次結んだ線、及び標柱5号から県道土浦・大洋線北側境界線に沿って標柱1号までを結んだ線に囲まれた区域。

郡 名	町 村 名	大 字 名	小 字 名	地 番 等	標柱番号	備 考
行 方	玉 造		内 宿	県道土浦大洋線 町道1213号線 4532-1	①	各々の交点
"	"		"	町道1213号線 町道1215号線 4532-3	②	"
"	"		根 古 屋	町道1212号線 4519 4577	③	"
"	"		"	4519 4577 4518-2	④	"
"	"		"	県道土浦大洋線 4519	⑤	"

茨城県告示第1501号

行方郡北浦村大字山田2564の10に事務所を置く武田土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の変更があった旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成2年12月25日

茨城県鉾田土地改良事務所長 海 沼 哲 雄

1 変更前

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦村大字次木67	理 事	塙 孝 造	
" " " 97	"	塙 四 郎	

2 変更後

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦村大字次木62の 2	理 事	塙 孝 造	
" " " 98の 1	"	塙 四 郎	

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成 2 年12月25日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴木 貞 男

政 治 団 体 の 氏 名	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	届 出 年 月 日
茨城二十一世紀 研 究 会	押 手 忠 治	石 川 道 敏	茨城県水戸市千波町2048 番地常陸桂ビル	2.12.3
大 川 く に お を 育 て る 会	石 橋 喜 正	須 田 泰 臣	茨城県行方郡潮来町潮来 92—14	2.11.14
大谷まさひこ 後 援 会	齋 藤 伸 雄	野 本 典 子	茨城県牛久市牛久町1174 —449大谷雅彦方	2.11.16
か し む ら 忠 後 援 会	柏 村 豊	柏 村 健二郎	茨城県那珂郡那珂町菅谷 4279	2.11.19
郷土を愛する会	永 長 郁 夫	須 田 泰 臣	茨城県行方郡潮来町 潮来92—14	2.11.14
五 来 政 太 郎 後 援 会	沢 畠 幸之丞	五 来 秀 浩	茨城県日立市久慈町1丁 目4番21号	2.11.27
関 と し お 後 援 会	高 橋 廣 次	関 章 夫	茨城県新治郡千代田村下 稲吉2385番地	2.11.27
田村おとまる 後 援 会	吉 村 奉 洋	田 村 克 子	茨城県鹿島郡鹿島町平井 1350—389	2.11.22
那 珂 町 を 明 る く す ひ ま わ り の 会	渡 辺 勝 一	山 田 進	茨城県那珂郡那珂町豊喰 428番地	2.12.3
21世紀倶楽部	大 谷 雅 彦	野 本 典 子	茨城県牛久市牛久町1174 —449大谷雅彦方	2.11.16

野村しんいち 後援会	寺田 誠	飯田孝吉	茨城県つくば市水守1337	2.11.14
福地源一郎 後援会	石川 泰	福地 誠	茨城県日立市神峰町4-12-7	2.12.1

茨城県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成2年12月25日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴木 貞 男

区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	海野隆とあすの那珂町を創る会				2.12.1
旧	あすの那珂町を創る会				
新	佐川正中 後援会			茨城県久慈郡里美村大字折橋766-1	2.11.21
旧				茨城県久慈郡里美村大字折橋422番地	
新	しらいし栄良 後援会			茨城県久慈郡里美村大中1572	2.11.14
旧				茨城県久慈郡里美村大中1892	
新	政和会	青柳 泰太郎			2.12.1
旧		新井 正一			

茨城県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので同法第17条第3項の規定により告示する。

平成2年12月25日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴木 貞 男

政治団体 の名称	代表者の氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所 の所在地	届出 年月日
五来政太郎 後援会	沢 畠 幸 之 壺	五 来 秀 浩	茨城県日立市久慈町1－ 4－21	2.11.27

公 告

●クリーニング師試験

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条に規定するクリーニング師試験を次のとおり実施するので、茨城県クリーニング業法施行細則（昭和37年茨城県規則第23号）第5条の規定に基づき公示する。

平成2年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

平成2年度クリーニング師試験実施要領

1 受験申込票受付期間

平成3年2月1日（金）午前9時から午後4時まで

2 受付場所等

- (1) 茨城県衛生部環境衛生課（水戸市三の丸1－5－38）
- (2) 提出書類は、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送によるものは受理しない。

3 試験日時及び試験場

区 分	日 時	試 験 場
学 科 試 験	平成3年2月7日（木）午前10時30分から	水戸市柵町2－7 茨城県学校長会館
実 地 試 験	平成3年2月7日（木）午後1時から	水戸市柵町2－6－20 白水社クリーニング（株）

4 受験資格

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に定める高等学校入学資格を有する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は厚生省で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

5 試験科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

(2) 実地試験

洗たく物の処理に関する知識及び技能

(ペーパーテストを含む。)

6 提出書類

(1) 受験申込票（茨城県クリーニング業法施行細則様式第4号）

(2) 履歴書（横書きとする）

(3) 写 真（上半身、無帽、正面向、受験申込前6ヶ月以内に撮影したもので、たて5cmよこ4cmのもの一葉）

(4) 前記4の受験資格を有することを証する書類

7 受験手数料

茨城県収入証紙7,000円を受験申込票の所定の欄にはりつけること。

(収入証紙は消印しないこと。)

8 その他

(1) 詳細については茨城県衛生部環境衛生課（電話0292-21-8111 内線3172）に問い合わせること。

(2) 合格発表は、県庁本館3階衛生部掲示板に掲示するほか、本人に通知する。

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成2年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市巾着町上桜井字細谷1445番、1458番、1459番、1407番、1507番、1582番、（沼尻工区536番、537番）

2 事業主の住所及び氏名

北茨城市磯原町磯原1744番地

大平炭鉱株式会社

代表取締役 大平 博之

正 誤

●平成2年11月15日付け茨城県報号外第172号8ページ上から13行目の後に次の文を加える。

栃木県芳賀郡二宮町水戸部の一部

●平成 2 年12月11日付け茨城県報号外第 185 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から1	1 5 8 3 番地	1 5 8 3 番地 2
5	上から4	1 5 8 3 番地	1 5 8 3 番地 2

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)